者 在宅福 祉 サ ピ

障がいのある人を対象とした 各種手当制度のご案内

いずれの制度も	ら申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。	
制度	対 象	手当額
●在宅重度心身 障がい児者等 介護手当	65 歳未満の在宅重度心身障がい児者などの常時介護を要する人と同居し、月 20 日以上介護している人(身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者福祉手帳 1 級所持者および特定疾患者) ※審査あり ※介護保険サービスを利用している場合は対象外	●通所•通学…月額 1 万円 ●常時在宅…月額 2 万円
❷特別障害者 手当	日常生活において、常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者で、おおむね次の障がいが重複する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳の 1 級・2 級 ●知能指数おおむね 20 以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がい程度は目安です。審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。 ※施設などへ入所している場合は対象外	月額2万7,350円 ※請求者と扶養義務者(両 親兄弟姉妹など)の所得 制限あり
❸ 障害児福祉 手当	日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度障がい児で、おおむね次の障がいを有する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳の 1 級・2 級 ●知能指数おおむね 20 以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がい程度は目安です。審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。 ※施設などへ入所している場合は対象外	月額 1 万 4,880 円 ※請求者と扶養義務者(両 親兄弟姉妹など)の所得 制限あり
② 特別児童扶養 手当	20 歳未満の重度・中度の心身障がい児を監護している父母または養育している人 【1 級障がい】 ●身体障害者手帳 1・2 級の一部、下肢 3 級の一部	● 1級…月額5万2,500円 ● 2級…月額3万4,970円 ※請求者と扶養義務者(両 親兄弟姉妹など)の所得 制限あり
②在宅重度重複 障害介護 見舞金	次の全てを満たす人の保護者 (1)療育手帳「A」の交付を受けている人 (2)身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の障がい区分の2つ以上に当てはまる人。 ●視覚障害 1 級・2 級 ●聴覚障害 2 級 ●肢体不自由 1 級・2 級 ●内部障害 1 級 ※施設などへ入所している場合は対象外(入院は支給対象)	月額2万円 ※請求者と扶養義務者(両 親兄弟姉妹など)の所得 制限あり

圆 ●~4社会福祉課 障がい福祉係☎ 0256・77・8172 5三条地域振興局 地域福祉課☎ 0256・36・2232

緊急通報システム設置事業

急病や災害時などに迅速な対応ができるよう緊急通報装置、人 感センサー、住宅用火災警報器を貸与します。非常時の連絡先・ 駆けつけ人として、近くの親戚、知人、民生委員の協力を得て 実施します。

対象 次のいずれかに該当する人 ① 65 歳以上のひとり暮らしの人

②65歳以上の人で、ほかの家族が病弱または寝たきりなど、ひ とり暮らしと同等と認められる人

利用者負担 ②市民税非課税世帯…月 500 円

◎市民税課税世帯…月 1,000 円

高齢者日常生活用具給付事業

下記の品目を給付して、在宅での安全を図ります。

- ◎電磁調理器(1世帯につき1台)
- ◎自動消火器(1世帯につき2台まで)
- ◎住宅用火災警報器 (1世帯につき2台まで)

対象 65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、 認知症などにより火の取り扱いに不安がある人

利用者負担 品目や所得により、利用者負担額が異なります。詳 しくは、お問い合わせください。

生活支援短期入所事業

介護保険サービスとは別に短期入所事業(ショートステイ)を実施します。

対象 65 歳以上の人で、介護者の急な事情などにより、一時的に短期入所による介護を必要とする人

利用日数 ①介護認定者…6カ月につき 21 日間 ②介護未認定者…6カ月につき7日間

利用者負担 介護報酬の3割程度

- ●その他、介護認定を受けた人は下記のサービスもあります。詳しくは介護保険被保険者証に 同封の【高齢者福祉サービスのお知らせ】をご覧ください。
- ●身体障害者手帳 1・2級、療育手帳 A の交付を受けている人が利用できる下記のサービスも あります。市ホームページで確認いただくかお問い合わせください。

在宅介護保険サービス利用者負担軽減事業、紙おむつ助成事業、訪問理美容サービス助成事業、配食 サービス事業、寝具乾燥サービス事業、福祉タクシー介護料金助成事業、在宅介護手当支給事業

問合せ

- ●長寿福祉課 長寿福祉係(市役所 1 階 27 番窓口) …☎ 0256•77•8175
- ●地域包括支援センターおおまがり ………… ☎ 0256•61•6165

(担当地区:西燕町、桜町、秋葉町二丁目~四丁目、水道町、寿町、白山町、廿六木、小池、小池新町、柳山、杉 名、杉柳、道金、八王寺、大曲、緑町)

●地域包括支援センターさわたり ………… ☎ 0256•62•2900 (担当地区:おおまがり担当地区以外の燕地区)

●分水地区地域包括支援センター …………… ☎ 0256・97・7113 (担当地区:分水地区)

申請が必要です

申請方法については、長つ市の高齢者在宅福祉サーんが住み慣れた地域の中

ボジャーにご相談ください。長寿福祉課 長寿福祉係、ボービスをご紹介します。が中で、健やかで快適な暮り中で、



2020.05.01 2020.05.01